

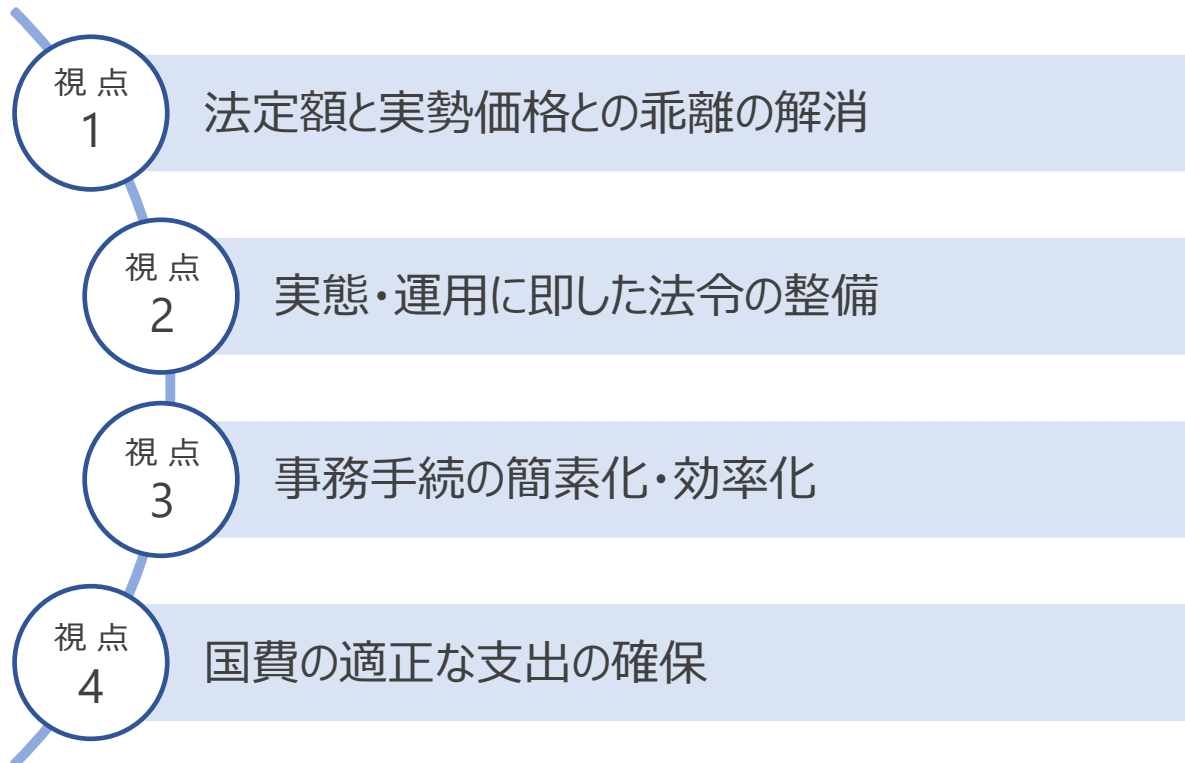
# 国家公務員等の旅費制度の改正

財務省

2023年10月27日

# 旅費制度見直しの必要性と視点

- 我が国の旅費制度は、**デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系の多様化、海外の宿泊料金の変動等**、国内外の社会情勢の変化に対応できていない面があり、例外的な取扱いが増加し執行ルールが複雑化。  
さらに、テレワーク等柔軟な働き方等による出張実態の変化を制度に反映させつつ、職員の負担軽減・業務効率化を図るため、広く見直しを行う必要。
- 各省庁にまたがる課題であるため、旅費業務プロセスの見直し、デジタル技術の活用等を通じて全省庁で一体的に取り組み、財務省においては、**令和6年の旅費法改正法案の提出を目指す**。



## 視点1. 法定額と実勢価格との乖離の解消

- 急激な為替・物価の変動を受け、特に海外出張において、宿泊料の実費額が法定額を超過し、金額調整手続が増加。
- 旅費の支給方式など制度全体に通ずる原則を検証し、実勢との乖離を解消する必要。

### ● 公務上必要となる実費の弁償という制度趣旨を踏まえ、宿泊料及び移転料は実費支給を原則とする

- **宿泊料は、上限付き実費支給**とする。上限額は、社会情勢に応じた対応が可能となるよう下位法令に規定することを検討する。職階区分を6ないし7区分から「大臣等・指定職・一般職員」の3区分にする
- **移転料は、新旧のオフィスの距離に応じた定額支給から、新旧の住居の移転にかかる実費支給**とする

※ 国費の適正な支出を図る観点から、公費で支払うべきでない費用の性質、上限容量等の設定などの要件を省令等で規定する

## 視点2. 実態・運用に即した法令の整備 (1/2)

- 出張実態に合わせた例外的な取扱いが増加しており、事務の煩雑さを招いている。
- 複雑化しているルールを整理するとともに、実態に合わせた出張を可能とするため法令を見直す。

### ● 現在の実態と運用状況を踏まえ、近距離出張等の規定を廃止する

- 現行、**オフィスから半径8 km以内の出張**は、行程が短く節約が可能との考えから、減額した日当定額を支給し、必要な交通費は日当から充当しているが、**近距離出張の規定は廃止し、交通費を実費支給**する
- **バス代など証拠書類の提出が難しい交通費**について、現行は日当による定額支給とすることで手続の合理化を図ってきたが、現在は運賃の確認が容易となっていることから、交通費として**実費支給**することとし、日当の構成要素から目的地内の交通費を除く
- 常時出張している職員（測量、調査等）や長期研修の職員に対しては、現行は特別の旅費（日額旅費）を支給しているが、日額旅費の規定を廃止し、通常の旅費を支給する

## 視点2. 実態・運用に即した法令の整備 (2/2)

### ● 個別の旅費種目の見直しを図る

- 国内の鉄道出張における**特別急行料金**の支給は、現行の**距離による制限（片道100km以上）を廃止**し、旅行命令権者において実態等に応じて決定する
- 国内の**陸路出張**は、運賃や経路の確認、交通機関の利用証明が容易になってきた実態を踏まえ、現行の**定額（1kmあたり37円）を廃止し、実費支給**とする
- **日当**について、現行は昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費を賄う旅費とされているが、昼食代は通常の勤務時でも必要となることから、**昼食代は支給しないもの**と整理。日当は、宿泊により生じる掛かり増し費用等に充てるための旅費として、**宿泊を伴う出張にのみ支給（100km未満の出張時に日当を1/2とする規定は廃止する）**
- **交通費と宿泊料が一体となった料金（パック旅行商品代）**のための旅費種目を新設する
- 赴任時等の旅費の支給対象は、現行は移転のための旅費を他から支弁される可能性がある者を区別し二重支給を防ぐために「扶養親族」を対象としているが、共働き夫婦の増加や働き方の変化を踏まえ、扶養要件を改める
- 現行は定額支給とされている「支度料」を廃止し、同じく海外出張に必要となる経費に対する旅費として規定されている「旅行雑費」に統一する

## 視点3. 事務手続の簡素化・効率化

○ デジタル化の進展等を踏まえ、行政事務の合理化を図るために、柔軟な制度設計を目指す。

### ● 旅行命令簿等の「様式」を廃止する

➢ 旅行命令簿及び旅行依頼簿の「様式」を廃止し、必要な記録事項及び手続のみを規定する

### ● 旅行代理店等による旅費の請求手続を可能とする

➢ 現行、旅費の請求主体・受給対象が、旅行した職員本人とされているところ、旅行代理店等を通じて手配する際の手続の改善等に資するよう、職員以外の者の請求・受給を可能とする

➢ 請求書の「様式」を廃止し、必要な記録事項及び添付資料のみを規定する

### ● 自宅等発による旅費の計算を可能とする

➢ 現行は、オフィスからの出発を旅費計算の基本としているところ、自宅発の場合やリモートワークの普及を踏まえ、オフィス発の場合の旅費額との比較をすることなく、自宅等発による旅費計算を可能とする

➢ 現行は、出張日数や路程を計算する上で、鉄路、水路、陸路の出張手段に応じた距離換算が規定されているところ、交通機関の現状等を勘案し、これらの規定を廃止する

➢ 現行の同一地域に一定日数以上滞在した場合に宿泊料等の定額が減額される規定は、実態に即していないため廃止する

## 視点4. 国費の適正な支出の確保

- 旅費の実費弁償を適切に図りつつ、説明責任や透明性を確保し、不正防止・冗費節約の観念が損なわれない仕組みが必要。

- 「最も経済的な通常の経路及び方法」の原則は堅持する

- 時間コストや公務の円滑な運営の観点からの利便性を考慮し、柔軟な経路選択を行えるよう、運用における基準を検討する

- 冗費節約・不正防止の観念が損なわれないための新たな仕組みについて検討する

- 実費支給に伴い、財務大臣による協議手続を経たうえでの増額調整の機会は大幅に減るものの、法令により難しい場合に備え、規定は維持する

- 旅費請求に必要な添付書類を見直す

- 鉄道賃等は認可運賃であるため、現行は乗車や金額の証拠書類の提出を求めているが、最近の割引運賃の多様化を踏まえ、特別急行料金の支給にあたっては証拠書類の提出を求める